



## ■ 今回承認された事項

### ● 協議第10号 『市町村建設計画パブリックコメント実施要領』について

合併後の新市の基本的なまちづくりプランとなる市町村建設計画の策定過程において、住民の方々のご意見・ご提案をいただくパブリックコメント(平成15年11月頃に実施予定)の実施要領が承認されました。概要は次のとおりです。

#### (計画の素案の周知)

協議会で決定した計画素案については、住民の方々への説明の機会を設けます。

また、両市町の情報提供窓口や主要公共施設に配置、協議会のホームページにも掲載し、広くお知らせします。

#### (意見の提出ができる方)

両市町の区域内に住所のある方または通勤通学している方とします。

#### (意見の提出方法)

郵便、直接持参、ファクシミリ、電子メールによる提出とします。

#### (意見の提出期間)

計画素案決定の際に協議して定めることとします。

#### (意見の取扱い)

個別には回答しませんが、単に賛否の結論を示したものと趣旨が不明確なものを除き、意見を採り入れる場合は、その理由や計画の素案に施した修正の内容などを、採り入れない場合はその理由を公表します。また、意見を提出していただいた方の氏名などは、公表しません。

### ● 協議第11号 『地域審議会の取扱い』について

新市において、美原町区域に地域審議会を設置することが承認されました。

なお、地域審議会の組織と運営方法など詳細については今後協議していくこととなりました。

#### 地域審議会とは?

##### ○ 趣 旨

合併をすると、区域固有の住民の意見が、合併後の新市の施策に反映されにくくなるという懸念があります。この懸念を解消するため、地域の実情に応じた施策の実施などについて、住民の意向を反映できるよう、合併特例法により創設されました。

##### ○ 内 容

合併前の区域ごとに、期間を定めて設置できるもので、市長の諮問に応じて審議し、また、市長に意見を述べることができる機関で、一般的には、次のような事項について審議します。

- ・市町村建設計画の変更
- ・市町村建設計画の執行状況
- ・予算編成の際の事業等に関する要望
- ・基本構想・各種計画の策定・変更
- ・公共施設の設置・管理運営
- ・各種施策の実施状況